

大月市耐震改修促進計画

平成24年 5月

大 月 市

目 次

序 章	
1 計画の目的	1
2 本計画の位置づけと他の県計画との関係	1
3 計画の期間	1
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 想定される地震の規模・被害の状況	2
2 耐震化の現状	4
3 耐震改修等の目標設定	10
4 市有建築物の耐震化の目標等	12
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	14
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	14
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	16
4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	17
5 地震発生時に通行を確保すべき道路	17
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
1 相談体制の整備及び情報提供の充実	18
2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催	18
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	18
4 自治会等との連携に関する事項	18
5 税制の周知・普及	18
第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
1 県、市町村、関係団体による体制の整備	19
2 大月市内での耐震化促進体制の整備	19
資料編	
1 関係法令	20

大月市耐震改修促進計画

序 章

1 計画の目的

大月市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

耐震化の必要性について

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

一方、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震や東南海・南海地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

こうしたことから、建築物の耐震改修については、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に基づき策定したものです。

また、大月市地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに検証することとします。

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

大月市地震被害想定調査報告書（平成10年3月）では、大月市に被害を及ぼすと予想される地震として①東海地震、②南関東直下プレート境界地震、③活断層地震（藤の木・愛川断層地震）について想定をおこないました。

（1）想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月）、
（○）大月市地震被害想定調査報告書（平成10年3月））

想定される地震	想定される地震の規模
東 海 地 震	<ul style="list-style-type: none"> ・身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。 ○本市は震度5強から震度6弱が予想される。震度6弱は桂川と葛野川の合流地域に多く分布している。
南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14)	<ul style="list-style-type: none"> ・震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。 ○本市は震度5弱から震度6弱が想定される。
釜 無 川 断 層 地 震	<ul style="list-style-type: none"> ・断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、増穂町、南アルプス市に分布。
藤 の 木 愛 川 断 層 地 震	<ul style="list-style-type: none"> ・甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。 ○本市は震度6弱～7が想定される。
曾 根 丘 陵 断 層	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	<ul style="list-style-type: none"> ・断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。

図1-1 想定地震の位置（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））



(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告（平成17年）によると、本市の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方6時を想定したものです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定
（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月）） （単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	2	13	108	123
南関東直下プレート境界地震	3	10	93	106
釜無川断層地震	2	6	43	51
藤の木愛川断層地震	212	130	1,455	1,797
曽根丘陵断層地震	0	1	2	3
糸魚川-静岡構造線地震	0	1	2	3

(3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）によると、本市の建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

（単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
東 海 地 震	24	784	808
南関東直下プレート境界地震	25	112	137
釜無川断層地震	6	28	34
藤の木愛川断層地震	4,534	3,054	7,588
曾根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川－静岡構造線地震	0	0	0

2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

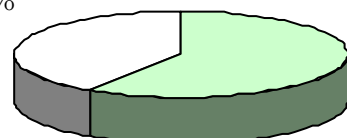
平成15年の「住宅・土地統計調査」を基に平成18年度末の住宅数を推計すると、市内の住宅総数は、10,500戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、4,280戸で全体の40.8%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数			
10,500	昭和55年以前の住宅 ※	4,280 (40.8%)	昭和56年以降の住宅 ※
			6,220 (59.2%)

4,280戸
40.8%



■ S56年以降の住宅
■ S55年以前の住宅

6,220戸
59.2%

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

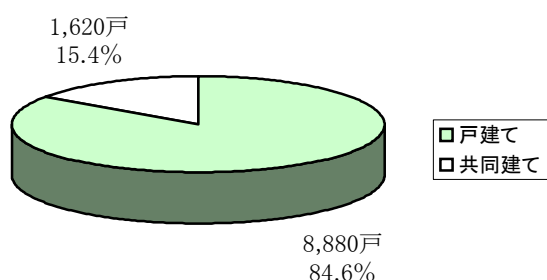
市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の84.6%を占めています

また、戸建て住宅の45.6%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は38.6%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が14.2%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は2.2%と低くなっています。（表1-5）

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅総数 ①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
戸建て	8,880	84.6%	4,050	45.6%	4,830	54.4%
共同建て	1,620	15.4%	230	14.2%	1,390	85.8%

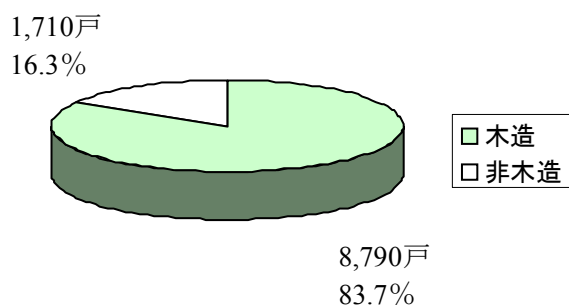


住宅の構造別に見ると、木造住宅は8,790戸あり、全体の83.7%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が3,880戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の90.7%を占めています。（表1-6）

表1-6 構造別建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅総数 ①		昭和55年以前の住宅 ③		昭和56年以降の住宅 ⑤	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	8,790	83.7%	3,880	90.7%	4,910	78.9%
非木造	1,710	16.3%	400	9.3%	1,310	21.1%



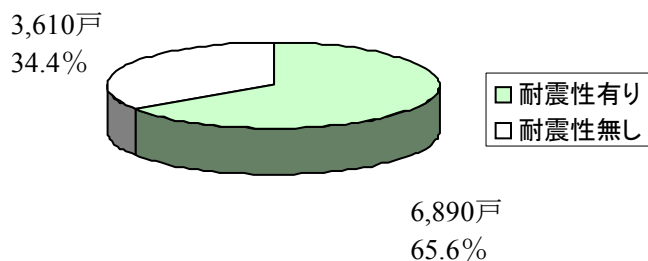
(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は6,890戸になり、市内における住宅の耐震化率は、平成18年度末で65.6%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑥)	昭和55年以前の住宅				昭和56年以降の住宅 ⑥	耐震性有の住宅数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 ⑧ (⑦/①) 〔平成18年度末推計値〕
	②	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施したもの ④	耐震性が無いもの ⑤			
10,500	4,280	440	230	3,610	6,220	6,890	65.6%



(3) 特定建築物等^{*}の耐震化の現状

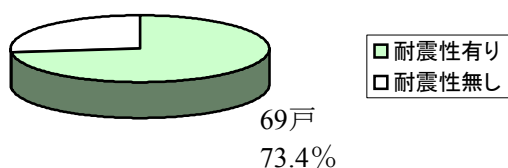
「多数の者が利用する特定建築物等」は、94棟あります。このうち昭和55年以前に建築された40棟の中で耐震性を有するもの11棟(推計値)と耐震改修を実施したものの4棟(推計値)を昭和56年以降に建築された54棟に加えた、69棟(推計値)が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、平成18年度末で73.4%と推計されます。(表1-8)

表 1 - 8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)

① (②+⑥)	昭和55年 以前の 特定建築物等				昭和56年 以降の特定 建築物等 ⑥	耐震性有の 特定建築物 等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 〔平成18年度 未推計値〕 ⑧ (⑦/①)
	②	耐震性を有 するもの ③	耐震改修を 実施したもの ④	耐震性が 無いもの ⑤			
94	40	11	4	25	54	69	73.4%

25戸
26.6%



※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、法第6条に規定する「特定建築物」（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）と区別している。

- ・法第6条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。）
- ・法第6条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。）
- ・法第6条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は次のとおりです。（表1-9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

特定建築物一覧表

法第6条	用途	規模 (指導・助言対象)	参考 (指示対象)	
第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
	小・中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1000㎡以上	階数2以上かつ1500㎡以上	
	学校(上記学校を除く)	階数3以上かつ1000㎡以上		
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1000㎡以上	階数2以上かつ2000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1000㎡以上	階数2以上かつ2000㎡以上	
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1000㎡以上	階数1以上かつ2000㎡以上	
	展示場		階数3以上かつ2000㎡以上	
	事務所			
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの			
	病院、診療所		階数3以上かつ2000㎡以上	
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
	集会場、公会堂			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2000㎡以上	
	ホテル又は旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎又は下宿			
	博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ1000㎡以上	
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ2000㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ2000㎡以上			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設				
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500㎡以上
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物		

※ 床面積の算定方法

同一敷地内において構造上別棟となっている建築物であっても、用途上不可分で一体として利用されている建築物であって、渡り廊下等で連結されたものについては、同一の建築物とみなして床面積の合計及び階数を判断する。(改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説 平成18年2月より)

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位：棟)

区分	用途	昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (平成18年度末) ⑤ (④/③)	
災と 害なる 時の建 築物 拠点物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	22	19	41	23	56.1%	
	公共建築物	県	5	3	8	5	62.5%
		市	17	13	30	15	50.0%
	民間建築物	0	3	3	3	100.0%	
不 利 用 す る 多 数 の 建 築 物 が	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	4	6	10	7	70.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	
		市	1	2	3	3	100.0%
	民間建築物	3	4	7	4	57.1%	
特 利 用 す る 多 数 の 建 者 が	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	14	29	43	39	90.7%	
	公共建築物	県	3	4	7	7	100.0%
		市	7	10	17	17	100.0%
	民間建築物	4	15	19	15	78.9%	
計		40	54	94	69	73.4%	
	公共建築物	県	8	7	15	12	80.0%
		市	25	25	50	35	70.0%
	民間建築物	7	22	29	22	75.9%	

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

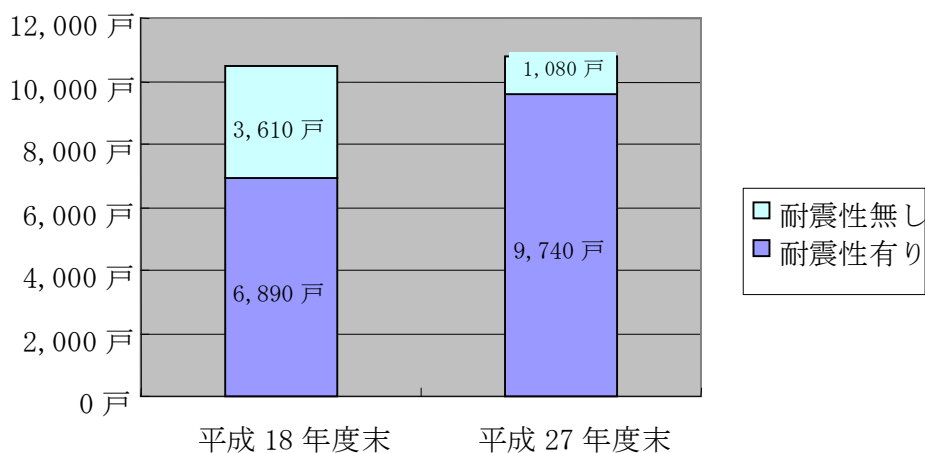
平成27年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、平成15年の約75%を平成27年までに少なくとも9割にすることを目標としています。また、県においても「耐震改修促進計画」において90パーセントにすることを目標としています。

このため本市においても、国の基本方針および、県の「耐震改修促進計画」を受け、平成27年度末における住宅の耐震化率の目標を90%とします。(表1-10)

表1-10 平成27年度末における住宅の耐震化率の目標 (単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑥)	昭和55年 以前の 住宅		耐震性が 無いもの ④	昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率	耐震化率の目標
	②	耐震性を 有するもの ③				(平成18年度末 推計値) ⑦ (⑥/①)	(平成27年度末 推計値) ⑧ (⑥/①)
平成18年度 10,500	4,280	670	3,610	6,220	6,890	65.6%	
平成27年度 10,820	2,860	1,780	1,080	7,960	9,740		90%



(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標設定

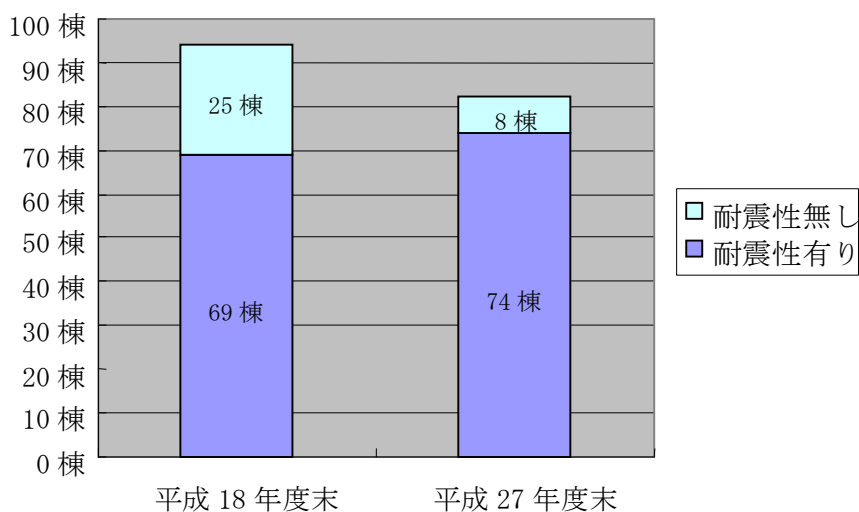
・市有建築物については、本市の耐震化に関する整備プログラムに基づき、平成27年度末の目標を90%とします。

・民間建築物については、県が実施したアンケート調査を踏まえるとともに、的確な施策の推進により、平成27年度末の目標を88%とします。

以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の平成27年度末における耐震化率の目標を90%とします。(表1-11)

表1-11 平成27年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標
(単位：棟)

特定建築物等 ① (②+⑥)	昭和55年 以前の 特定建築物 等 ②		耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④	昭和56年 以降の 特定建築物 等 ⑤	耐震性有の 特定建築物 等 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 〔平成18年度末 推計値〕 ⑦ (⑥/①)	耐震化率の目標 〔平成27年度末 推計値〕 ⑧ (⑥/①)
	平成18年度	94	40	15	25	54	69	73.4%
平成27年度	84	29	22	7	55	77		90.20%



また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は次ページのとおりです。(表1-12)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-12 平成27年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率目標
(単位：棟)

区分	用途	昭和55年	昭和56年	建築物数	耐震性有	耐震化率	耐震化率	
		以前の 建築物 ①	以降の 建築物 ②	③ (①+②)	建築物数 ④	(平成18年度末) ⑤ (④/③)	の目標 (平成27年度)	
災となる 時の建 築物 拠点物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	22	19	41	23	56.1%	90%	
	公共建築物	県	5	3	8	5	62.5%	100%
		市	17	13	30	15	50.0%	81%
	民間建築物	0	3	3	3	100.0%	100%	
不 利 用 す る 多 数 の 者 が 建 築 物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	4	6	10	7	70.0%	90%	
	公共建築物	県	0	0	0	0		
		市	1	2	3	3	100.0%	100%
	民間建築物	3	4	7	4	57.1%	86%	
特 定 利 用 す る 多 数 の 建 築 者 が 建 築 物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	14	29	43	39	90.7%	93%	
	公共建築物	県	3	4	7	7	100.0%	100%
		市	7	10	17	17	100.0%	100%
	民間建築物	4	15	19	15	78.9%	89%	
計		40	54	94	69	73.4%	91%	
	公共建築物	県	8	7	15	12	80.0%	100%
		市	25	25	50	35	70.0%	90%
	民間建築物	7	22	29	22	75.9%	89%	

4 市有建築物の耐震化の目標等

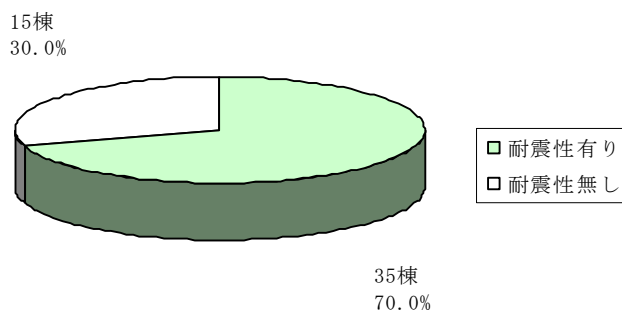
市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から早急に耐震化を進める必要があります。

(1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は50棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは25棟になります。この25棟のうち、耐震性を有するものは10棟になります。これに、昭和56年以降に建築された25棟を加えた35棟が耐震性を有しており、現状での耐震化率は70.0%となります。(表1-13)

表1-13 市有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状
(単位：棟)

区 分	昭和55年以前の建築物 ②		昭和56年以降の建築物 ①	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 ⑤ (④/③)	
	耐震性						
	有	無					
災害時の拠点となる建築物	17	2	15	13	30	15	50.00%
不特定多数の者が利用する建築物	1	1	0	2	3	3	100.00%
特定多数の者が利用する建築物	7	7	0	10	17	17	100.00%
計	25	10	15	25	50	35	70.00%



(2) 市有建築物の耐震化率の目標設定

市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の平成27年度末における耐震化率の目標は、90%とします。(表1-14)

表1-14 市有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化率の目標
(単位：棟)

区 分	平成18年度末の耐震化率	平成27年度末の耐震化率の目標
災害時の拠点となる建築物	50%	81%
不特定多数の者が利用する建築物	100%	100%
特定多数の者が利用する建築物	100%	100%
計	70%	90%

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と協力して、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 市の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

特に、法第6条第1号から第3号に規定する建築物（以下「特定建築物等」という。）で耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

(3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、本市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

① 木造個人住宅耐震診断事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	住宅所有者の申請により市が実施
補助率（額）	全額市負担

② 木造住宅耐震改修事業（木造住宅「わが家の耐震化」支援事業）

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅 昭和56年5月以前に建設された木造住宅を、耐震診断の総合評点が0.7未満のものを1.0以上に改修する
事業主体	個人
補助率（額）	一般世帯 耐震改修に要した費用の1/2以下かつ600千円を限度
	高齢者等世帯 耐震改修に要した費用の2/3以下かつ800千円を限度

③ 木造住宅耐震性向上型改修支援事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅 昭和45年12月以前に建設された木造住宅を、耐震診断の総合評点が0.7未満のものを0.3以上向上させ0.7以上1.0未満に改修する
事業主体	個人
補助率（額）	高齢者等世帯 耐震改修に要した費用の2/3以下かつ800千円を限度

※ただし②及び③については、平成22年12月17日から平成23年3月31日までの間において大月市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条第2項の規定により補助金の交付の決定をする場合における補助金額は、要綱第5条の2の規定にかかわらず、同条により算出した補助金額に、1棟当たり、対象経費（要綱第5条の対象経費をいう。以下この項において同じ。）に相当する額から補助金額を除いた額（設計及び補強計画費に関する費用に相当する額が補助金額を超える場合にあっては、対象経費に相当する額から当該補助金額と当該を超える額との合計額を除いた額）又は30万円のいずれか小さい額を加えた額とする。

④ 木造住宅耐震化建替支援事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅 昭和56年5月以前に建設された木造住宅を、耐震診断の総合評点が0.7未満のものを建替える
事業主体	個人
補助率（額）	一般世帯 耐震改修に要した費用の1/2以下かつ600千円を限度
	高齢者等世帯 耐震改修に要した費用の2/3以下かつ800千円を限度

※平成24年3月31日を以って終了

⑤ 木造住宅耐震シェルター設置支援事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅 昭和56年5月以前に建設された木造住宅を、耐震診断の総合評点が0.7未満のものに耐震シェルターを設置する
事業主体	個人
補助率（額）	一般世帯 耐震シェルターの設置に要した費用の1/2以下かつ180千円を限度
	高齢者等世帯 耐震シェルターの設置に要した費用の2/3以下かつ240千円を限度

⑥ 耐震改修設計支援事業

事業内容	住宅の耐震改修設計費に対する補助
対象	耐震改修事業若しくは耐震性向上型改修事業に要する耐震改修設計費
事業主体	個人
補助率（額）	耐震改修設計に要した費用の2/3以下かつ200千円を限度

※高齢者世帯等

- ① 65歳以上の夫婦のみの世帯又は65歳以上の単身世帯
- ② 身体障害者1・2級（肢体に限る）又は療育手帳A所得者がいる世帯。

(2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、県と市町村の適切な役割分担を踏まえ、耐震診断等に関する支援制度について検討を進めます。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築指導課及び各建設事務所)並びに(社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、市では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、改修工事がなされるよう引き続き指導します。

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

法第5条第3項第1号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなるおそれのある道路として、中央自動車道、国道20号及び139号（山梨県地域防災計画に定められた第一次、第二次緊急輸送路）を指定し、当該道路にその敷地が接する建築物（法第6条第3号に規定する建築物）の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、耐震化に努めることとします。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。

また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、市では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」（<http://www.refonet.jp/>）等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、市では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。その概要は、次のとおりです。（表3-1）

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項目	内容
所得税	個人が、平成20年12月31日までに、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前の基準で建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を限度）が所得税額から控除されます。
固定資産税	昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）が以下のとおり減額されます。 ①平成18年～21年に工事を行った場合 3年間 1/2に減額 ②平成22年～24年に工事を行った場合 2年間 1/2に減額 ③平成25年～27年に工事を行った場合 1年間 1/2に減額
所得税法人税	事業者が、平成20年3月31日までに、法第6条第1号の規定による特定建築物について、法第8条の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合、耐震改修工事費の10%の特別償却ができます。

※ この内容は、税制改正等で変更されることがあります。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し 必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 大月市内での耐震化促進体制の整備

本市内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。

資 料 編

関係法令

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律
(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号
(最終改正までの未施行法令)
平成十八年六月二日法律第五十号 (未施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令

若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（略）

第五章 建築物の耐震改修に係る特例（略）

第六章 耐震改修支援センター（略）

第七章 罰則（略）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一一月七日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成一九年八月三日政令第二三五号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する

もの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）

階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物
階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

- 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの

- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
- 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの
(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

附 則 （平成八年三月三十一日政令第八七号） 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月二十九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成十一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成十一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又は

この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの(次項において「特定事務」という。)に専ら従事していると認められる都の職員(以下この条において「特定都職員」という。)は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難いものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第八号)

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

最終改正：平成一八年一二月二〇日法律第一一四号

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

大月市 産業建設部 建設課

〒401-0015 山梨県大月市大月町1608番地19
TEL 0554-20-1838 (ダイヤルイン) FAX 0554-20-1533
ホームページアドレス <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/>
課Eメールアドレス kensetsu-19206@city.otsuki.lg.jp

平成21年3月 作成
大月市 地域整備課

平成22年3月 一部改定
大月市 産業建設部 建設課

平成24年5月 一部改定
大月市 産業建設部 建設課